

糸島市国民保護計画の変更について（概要）

1 計画変更の趣旨

災害対策基本法の改正や原子力規制委員会設置法の制定などの関係法令の改訂を受け、国の「国民の保護に関する基本指針」における事務分掌の移管等の整理が行われた。これにより福岡県国民保護計画の見直しが行なわれたため、本市計画も見直しを行う。

また、武力攻撃原子力災害等に関する記述について、県の国民保護計画、地域防災計画（原子力災害対策計画）と整合性を図りながら、本市計画に盛り込む。

2 「糸島市国民保護計画」の主な変更内容

（1）各攻撃事態における避難指示の考え方、安定ヨウ素剤配布等に関する記述の追加・修正等

- ① 武力攻撃原子力災害の追加（本編 P70）
 - ・原子力災害が発生した場合の避難指示の考え方を追記
- ② NBC攻撃の追加（本編 P70）
 - ・NBC攻撃が発生した場合の避難指示の考え方を追記
- ③ 安定ヨウ素剤の配布等に関する記述の修正（本編 P85）

（2）国民の保護に関する基本指針の修正によるもの

- ④ 警報等情報伝達手段の追加（本編 P27～28）
 - ・非常時の国民への情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追加
- ⑤ 核攻撃、武力攻撃原子力災害発生時におけるスクリーニング及び除染に関する記述を追記（本編 P15、P85）

（3）市機構改革に伴う各部課の所掌事務の変更

- ⑥ 部課名、所掌事務の変更（本編 P17～19、P44～49）

（4）その他用語・数値の適正化のための技術的修正

- ⑦ 「要配慮者」および「避難行動要支援者」について（本編 各所）
 - ・防災施策において特に配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人等）を「要配慮者」、そのうち自ら避難することが困難であり、避難行動に支援を要する者を「避難行動要支援者」と新たに規定し、従来の「災害時要援護者」から名称を変更
- ⑧ 市の概要における人口や気候に関する数値の変更（本編 P9～10）